

部会名

男女平等部会

政策提言

ジェンダー・性指向、性自認に関わらず、安全・安心に生きられる社会の創造（女性に対する暴力・性指向・性自認に基づく暴力の撤廃及び被害者の保護と、性的マイノリティの自殺対策）

現状と提言政策の内容

（背景と現状）女性に対する暴力についてはこの10年で取り組みが進んでいるものの未だ不充分であり、性指向・性自認に基づく暴力の撤廃及び被害者の保護や性的マイノリティの自殺対策については政策が皆無に等しい。効果的な予防と被害者支援は、個人の生存の保障だけでなく、経済的損失の抑制、社会的生産性の向上につながる。

（提言内容）

1 性暴力について

○24時間性暴力相談支援ワンストップセンターの政令指定都市等への設置 ○性暴力被害実態調査 ○社会的マイノリティのための支援体制 ○刑法の改正

2 ドメスティック・バイオレンスについて

○すべてのDV民間シェルターに対して、国は利用者一人当たりの定額の委託料を自治体の支出いかんに関わらず、定額助成金として拠出し、国と自治体合わせた助成金の割合が全収入の5割～6割になるようとする。 ○民間シェルターの職員の研修費、利用者のための設備に対して、国が一定額の助成を実施する。 ○一時保護後の自立支援ができるよう、民間借家の家賃や敷金の支給、保証人または保証料の確保、生活保護制度の柔軟適用を拡大する。また公営住宅について民間団体に業務委託をしてドメスティック・バイオレンス被害者のための中間施設として利用できるようとする。

○デートDVをDV防止法の対象に（中学・高校・専門学校・大学等教育機関にデートDV防止啓発教育を導入、デートDV講師等の派遣事業に対する公的助成）

3 セクシュアル・ハラスメントについて

○事業所（NPO、NGO等も可能な限り含む）、教育機関、塾、芸術、スポーツ分野に関わる領域における実態の調査の実施 ○公的相談機関の各地への設置
○事業所・教育機関等における年次報告等の義務付け ○セクシュアル・ハラスメント概念の明確化 ○セクシュアル・ハラスメントの犯罪化、法的規定の明確化 ○事業所、教育機関の責任の明確化 ○性的マイノリティへのハラスメント防止措置の導入 ○セクハラ加害者対策の導入 ○NPO・NGO等市民セクターの男女共同参画と質的向上をはかるため、NPO・NGO団体からNPO・NGO団体への他ハラスメント防止対策の講師派遣等事業の費用を国が助成すること

4 同性愛、性同一性障害などの性的マイノリティの自殺予防対策

○教職課程で「性的マイノリティの基礎知識」の必修化 ○養護教員、スクールカウンセラーへの研修実施（教材作成、配布180万円） ○長期的には、学習指導要領の見直しを ○精神保健福祉センター職員への研修実施（教材作成、配布180万円）